

報道発表資料の配付日時 11月25日(月) 15時00分

発表項目 (行事名)	「北海道地域振興条例の改正について(素案)」に係る道民意見募集 手続(パブリックコメント)について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>道では、改正を予定している「北海道地域振興条例」の素案について、 次のとおりパブリックコメントを実施しますので、お知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 募集期間 令和6年(2024年)11月26日(火)から12月25日(水)</p> <p>2 条例の素案及び参考資料の入手方法</p> <p>(1) ホームページに掲載 北海道総合政策部地域創生局地域戦略課 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/csr/206417.html 北海道保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課(子ども向け) https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/kodomopc.html</p> <p>(2) 以下の場所での閲覧及び配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道総合政策部地域創生局地域戦略課(道庁4階) ・北海道総務部行政局文書課行政情報センター(道庁別館3階) ・各総合振興局及び各振興局(石狩振興局を除く)の行政情報コーナー <p>3 意見等の提出方法 郵送、ファクシミリ、電子メールなどにより、北海道総合政策部地域 創生局地域戦略課あて送付してください。 子ども向けの意見は下記の電子申請システムよりお願いします。 https://www.harp.lg.jp/v4SUZqzE</p>		
参考			
報道(取材) に当たって のお願い			
他のクラブ との関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		
担当 (連絡先)	総合政策部地域創生局地域戦略課地域戦略係(担当者:谷守) TEL ダイヤルイン 011-204-5255 内線 23-311		

道民意見提出手続の意見募集要領

令和6年(2024年)11月26日

- 1 計画等の案の名称
北海道地域振興条例の改正について(素案)
- 2 参考資料の名称
 - (1) 北海道地域振興条例の改正について(素案)
 - (2) 北海道地域振興条例の改正について(素案)(やさしい版)
 - (3) 北海道地域振興条例(現行)
- 3 計画等の案及び参考資料の入手方法
北海道のホームページ(総合政策部地域創生局地域戦略課ホームページ)に掲載
(URL: <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/csr/206417.html>)
※ 子ども向けは保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課ホームページに掲載
(URL: <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/kodomopc.html>)
上記掲載情報は、以下の場所で閲覧可能です。
ア 北海道総合政策部地域創生局地域戦略課(道庁4階)
イ 北海道総務部行政局文書課行政情報センター(道庁別館3階)
ウ 各総合振興局及び各振興局(石狩振興局を除く)の行政情報コーナー
※ 上記の場所において、紙媒体による閲覧又は配布をご希望の場合は、担当職員へお申し付けください。
- 4 意見等の募集期間
令和6年(2024年)11月26日(火)～令和6年(2024年)12月25日(水)
※ 郵送については、当日到着分まで有効
- 5 意見等の提出方法及び提出先
 - (1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総合政策部地域創生局地域戦略課地域戦略係 あて
※ 令和6年(2024年)12月25日(水)必着
 - (2) ファクシミリ 011-232-1053
 - (3) 電子メール sogo.chisen@pref.hokkaido.lg.jp
 - (4) 電子申請システム(子ども向け) <https://www.harpp.jp/v4SUZqzE>
- 6 意見募集結果の公表時期
提出された意見については、意見に対する考え方とともに令和7年2月を目途に「道民意見提出手続の意見募集結果」を公表します。
なお、意見募集の結果の公表は「3 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。
- 7 その他
 - (1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。
 - (2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名(団体の名称)を記載してください。
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所(市町村名のみ)を公表することがあります。
 - (3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
 - (4) 電子メールによる意見の提出は、ファイル形式をテキスト形式とし、添付ファイルによる提出はご遠慮願います。
 - (5) 意見受付後、約3日(土曜・日曜日、休日を除く)以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。
なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵送等により行います。
 - (6) プライバシーを侵害する意見、誹謗中傷などの差別を助長する意見、個人情報に記載された意見は公表しない場合があります。

問い合わせ先

北海道総合政策部地域戦略課地域戦略係

電話 011-204-5148